

磐田市議会会議規則の一部を改正する規則

磐田市議会会議規則（平成１７年磐田市議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第７２条の見出し中「起立」を「起立等」に改め、同条に次の３項を加える。

- ３ 第１項及び第７８条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子表決システム（議席に設置された機器を操作することにより賛成又は反対の表決を採ることができるシステムをいう。以下同じ。）による表決を採ることができる。
- ４ 電子表決システムによる表決を採る場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押さなければならない。
- ５ 電子表決システムによる表決において、議長が表決を終了する宣告をした時点で、出席議員が賛成又は反対のいずれのボタンも押していないときは、その議員は、表決を棄権したものとみなす。

第８１条の見出し中「配布」を「配布又は提供」に改め、同条中「印刷して、議員及び関係者に配布」を「議員及び関係者に配布又は提供」に改める。

第１２５条の見出し中「挙手」を「挙手等」に改め、同条に次の３項を加える。

- ３ 第１項及び第１３１条ただし書の規定にかかわらず、委員長が必要があると認めるときは、電子表決システムによる表決を採ることができる。
- ４ 電子表決システムによる表決を採る場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押さなければならない。
- ５ 電子表決システムによる表決において、委員長が表決を終了する宣告をした時点で、出席委員が賛成又は反対のいずれのボタンも押していないときは、その委員は、表決を棄権したものとみなす。

第１３４条第２項中「住所及び氏名」を「氏名」に改める。

第１４２条及び第１５４条中「委員会の」を「委員会への」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第７２条及び第１２５条の規定は、同日以後最初に招集される定例会の招集日から適用する。